

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柳井市長 井原 健太郎

市町村名 (市町村コード)	柳井市 (352128)
地域名 (地域内農業集落名)	日積地区 坂川、岡村、南、宮ヶ原、鍛冶屋原、諏訪、丸子、川谷、早馬原、忍道、東宮ヶ峠、宮ヶ峠、東割石、割石、大谷、若杉、上若杉、小国、北小国、稔藪、折坂、大原、南智雲院、北智雲院、大里、宮の下、尾崎原、的場、大福原、正福、堺原、鷹巣、水梨
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (計2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

計画されていた基盤場整備事業は完了しており、土地利用型農業を営む2法人と認定農業者1名を中心に農地集積が図られている。2法人については、それぞれ設立後20年以上を経過しているが、次世代の経営を担う内部メンバーが少ないため、長期的な経営の継続性に問題を抱えている。また、農業従事者数の減少や高齢化により、地域全体で、水田や道路法面などの草刈管理の労働負担、経費負担が大きくなっている。地域内の一部の畑地では、昭和40年代中期から現在までブドウ栽培が営まれており、観光ブドウ園が1か所ある。また、少数ながら、新たにブドウ栽培に取り組む若手農業者もいる(認定新規就農者1名あり)。さらに、採卵鶏による認定新規就農者1名の認定もあり。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型農業については、水稻作付を基幹作物としてほ場整備済のエリアにて担い手2法人1認定農業者を軸として営農を行う。また、農地や農道等の草刈管理について、中山間直支と多面的機能支払交付金制度を利用して経費を捻出するとともに、高性能草刈機などを導入し、地域全体で省力的な管理方法を実践する。ブドウ栽培について、将来的に新規就農を希望する者が園地を継承できるよう、既存園主の事業承継に関する意向をあらかじめ確認し、関係機関とともに情報共有しておく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	372 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	279 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	93 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田については、エリアごとに、そこを拠点とする担い手へ土地集積を図ることで団地化・連担化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し借りが成立する見込みのある場合には、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中山間直支や多面的機能交付金制度の取り組みの中で、非農家や地区外に居住している経営者親族等と協力し農地保全活動を実施するとともに、域外からの草刈作業者確保など交流人口や関係人口の拡大を目指す。また、地区外からの新規就農者確保のため、就農候補地となる農地情報について、平素から関係機関と情報共有を図っておく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻の農薬散布及び施肥について、ドローンによる作業委託を利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--